

ひとり親家庭などの皆さんへ

11月1日(金)から児童扶養手当法などの一部が改正されます

1. 所得限度額が引き上がります

児童扶養手当の支給は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があり、判定基準となる所得限度額が引き上がります。



扶養 児童数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)				一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
	収入		所得		収入		所得	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額が引き上がります

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。
※11月分の手当から所得限度額及び加算額の引き上げが適用されますが、11・12月分の手当は、2か月分の手当である令和7年1月に支払われます。



これまで

全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定)



11月～

全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円
(所得に応じて決定)

問合せ こども保育課こども給付担当 ☎0480(92)1111 内線187

新型コロナ・インフルエンザの定期接種を実施します

期間 令和7年1月31日(金)まで

- 対象**
- 接種日時時点で65歳以上のかた(期間中に65歳になるかたは、誕生日の前日から接種できます。)
 - 60～64歳で、心臓・腎臓または呼吸器や免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級に該当するかた(事前に健康増進課で手続きが必要です。)

費用 新型コロナ3,000円、インフルエンザ1,500円

持ち物 健康保険証

場所 市内指定医療機関または埼玉県住所外相互乗り入れ協力医療機関

詳細はこちら▶



申込み 市内指定医療機関▶直接予約して接種してください。

市外の医療機関及び介護施設などに入所されているかた▶健康増進課に問い合わせください。

その他 使用するワクチンは、接種医療機関にご確認ください。

問合せ 健康増進課成人保健担当 ☎0480(92)1201 内線816～818

乳がん検診を受けましょう



詳細はこちら

乳がんは、日本女性の9人に1人が発症すると言われており、30代後半から患者数が急増します。早期に発見すれば、90%以上のかたが治る病気です。日頃から自分の体を知り、早期発見・適切な治療に繋がることがたいせつです。



ブレスト・アウェアネス

ブレスト・アウェアネスとは、乳房を意識する生活習慣のことで、普段の自分の乳房の状態を自覚することで、些細な変化に気づくことができます。

- ① 普段と変わらないかという気持ちで、着替えや入浴などの際に乳房を見て、触る
- ② 乳房の変化(乳房のしこり・乳房からの分泌物、乳頭や乳輪のただれ、乳房の皮膚の凹みやひきつれ、乳房痛)に気を付ける
- ③ 変化に気づいたら医師に相談する
- ④ 40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける

市では、令和7年1月31日(金)まで乳がん検診を実施しています。

5月に送付した「がん検診受診券」をご確認ください。